

令和5年度 伊勢原市清掃美化審議会（第2回）会議録

〔事務局〕 経済環境部清掃リサイクル課

〔開催日時〕 令和6年1月29日（月）午後2時～午後3時40分

〔開催場所〕 市役所3階 全員協議会室

〔出席した委員〕 11名

勝 田 悟
清 水 孝 一
秋 山 哲 也
井 上 節 子
市 川 幸 夫
笠 原 浩
二 宮 真 一
安 藤 十 藏
小 澤 久 夫
今 井 重 道
櫻 井 志 保

〔事務局〕

大 町 徹 (経済環境部長)
曲 本 浩 一 (清掃リサイクル課長)
上 野 淳 平 (清掃リサイクル課収集業務係長)
横 山 亜紀子 (清掃リサイクル課資源循環係長)
田 中 和 義 (清掃リサイクル課収集業務係主査)
横 山 逸 平 (清掃リサイクル課資源循環係主事)

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0名

〔経 過〕 次のとおり

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事

【会長】 議事（1）伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例の一部を改正する条例（案）パブリックコメントの結果について事務局の説明を求める。

【事務局】 資料に沿って、パブリックコメントに寄せられた意見や市の考え方を説明した。

【会長】（1）伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例の一部を改正する条例（案）パブリックコメントの結果について、委員の皆様から意見を求める。

【委員】 改正条項ごとに施行時期にずれがあるのはなぜか。

【事務局】 それぞれの周知期間を近隣自治体の事例に沿って設けるため、施行時期が異なっている。

【委員】 持ち去り行為について自治会等に監視を強いらぬとのことだが、今現在自治会などが善意で監視をしている地域もあると聞いている。善意で見守りをしている市民に対して市としてどのように対応していくのか。また、条例施行された際には看板等を設置し、抑止効果を高める予定なのか。

【事務局】 善意で見守りをしていただいていることはありがたいが、持ち去り行為者とトラブルや被害を受けてしまうなどの危険性があるため市や警察がメインで対応していく。持ち去りを見かけた際に声をかけないでほしいということではないが、危険が及ぶことのないような対応をお願いしたい。

【事務局】 今後、見かけた際の対応方法については、衛生委員会等で相談して調整し、ルールを決めていきたい。看板については、抑止力になるので今後設置していく予定。

【委員】 市民の意欲を削がないよう施行していただきたい。

【会長】 施行日が令和7年1月からとなっているので、施行前までどうするのかも考えなければならない。どのように対応していくのか。

【事務局】 引き続きパトロールを実施していく。市民の方などからも連絡があれば現地に行く、持ち去り行為が発生しそうな場所にも定期的にパトロールを実施する。

【委員】 どのような人が持ち去りをするのか。

【事務局】 二人組が軽バンで持ち去っていく。市内だけではなく、周辺市も回って持ち去りを行っている。

【委員】 どのようなものを持ち去っているのか。

【事務局】 金属が高騰しているので、金属を持ち去っている。

【委員】 自転車で、空き缶を集めているのを想像していた。

【委員】 パトロール中に見かけて注意した際には、行為者はどのような反応を示すのか。

【事務局】 注意すると、軽バンでスピードをだして逃げ去っていく。追いかけると、事故を

起こすのではと危険なほどの速さである。逃げるということは、悪いことをしている意識はある。

【会長】悪いことをしているという認識が本人たちにもあるということなので、一般市民が口頭で直接注意をすると、危険な状態になることも予想される。

【委員】記録は取っているのか。

【事務局】車のナンバーなど、記録をとっている。

【会長】計画的に持ち去り行為をしているとのことで、刑法上の判断は重くなる。だからこそ、逃げる。相手も怖がっているので何をするのかわからない、市民に危険が及ばないように周知をする必要がある。

【委員】自治会未加入者の不法投棄というのはどういうことか。自治会と連携した対策とはどのようなものか。

【事務局】不法投棄やルール無視については、集積所を管理している衛生委員を通して、相談がある。その際には、集積所を利用している住民、自治会未加入者を含め、個別に作成したチラシを配布したり、集積所に自治会独自の看板を設置したりするなどしてマナー向上を目指している。

【委員】チラシを配ることでルールは守られるようになるのか。

【事務局】アパートの管理会社や不動産会社にも連絡し、周知もしているが、チラシの配布でルールが守られるようになるとは言いきれない。しかし、状況が改善することもある。

【会長】ルールに関しては、地道な活動を信じて続けていくしかない。小さな活動を続けることで悪化の拡大を予防することにつなげていって欲しい。

【会長】(2) 答申（案）について事務局の説明を求める。

【事務局】資料に沿って、答申（案）の説明をした。

【会長】(2) 答申（案）について、委員の皆様から意見を求める。

【会長】処理料金の改定のたびに審議会を通さないといけないのか。

【事務局】手数料の変更のみなら審議会を通す必要はないが、条例内に他の改正があるため、あわせて審議会を通させていただいた。

【会長】景気動向は短期間で変化することがあるので内部の決裁で迅速に金額を変えられないのか。

【事務局】条例の別表中に金額が記載されており、条例を変更する必要があるため、議会は通さないとならない。

【会長】世の中の社会情勢に速やかに対応するために条例ではなく要綱で済むようにした方が良いのではないのか。条例から金額の記載を外せないのか。

【事務局】そういった変更が可能か調査していく。

【会長】社会動向の変化で金額の変更が多くなると考えられるので、変えられることができるのであれば、変えていただきたい。

【会長】(3) その他について、事務局の説明を求める。

【事務局】現在、試行している草木類のステーション収集について、報告する。現在、本市での草木類の資源化については、戸別収集や自己搬入、そして一部自治会では草木類専用の集積所を設置していただき、資源化に取り組んでいるが、一方で、資源化できる草木類が燃やすごみとして出されている状況であり、以前実施したごみの内訳の分析では、燃やすごみの約 8.6%が草木類であるという結果も出ている。そのため、燃やすごみの日に集積所に出ている草木類を分別して収集する方法を検討するため、市内 2 つの自治会の協力を得て、週 2 回の燃やすごみの収集日のうち最初の収集日に、試行収集を実施している。草木類のステーション収集を実施するうえでの課題は 2 つあり、一つ目は資源化のためには袋を破り、異物を除去する作業が必要であること。もう一つは、普通のごみとは異なり、必ずしも全ての集積所に出ているものでもないため、収集効率をいかに高めるのか、ということ。試行収集では、袋を破り異物除去する作業を一括でできる場所を確保し、袋のまま草木類を集める方法に取り組んでる。また、収集効率を高めるため、燃やすごみの収集業者と連携し、草木類のでている集積所の情報をすぐに取り得し、そこだけに行くことで効率性を高めるようにしている。今後、令和 6 年度予算でお認めいただければ、今年 4 月から市内全体で同様の取組を広げられるよう、取り組みを進めていきたいと考えている。

【事務局】補足として秦野市ではすでにステーション収集を行っている。破袋作業を秦野市では資源化業者で行っているが、伊勢原市内の業者ではスペース的にできないため、市で場所を確保した。時期によって収集量が大きく変わるため、委託ではなく直営で対応していく。なお、秦野市では現在 3,000 トン弱がステーション収集されている。市の想定では、1,500 トンほどの草木類が資源化できると考えている。

【委員】1,500 トンが市で出る草木類のごみなのか。

【事務局】回収できる見込み量が1,500トンとなる。

【委員】自治会の草木類置場に草木類を出して良い日が決まっているのか。

【事務局】自治会専用の草木類集積所は自治会によって対応は異なっているため、基本的には毎日出して良いところが多いが、自治会によっては曜日が指定されている場所もある。

【委員】せん定枝の太さについては厳密に15センチ以下ではないとだめなのか。ほかにも草木を出す条件はあるのか。

【事務局】ごみ収集車の機械が故障するおそれがあるため、15センチという太さや1メートルまでの長さとの制限をさせていただいている。その他、実や竹、笹、芝生、毒性植物など資源化できない草木もある。

【委員】ステーション収集になると出し方が適当にならないか。

【事務局】それについては懸念をしているため、周知を徹底していく。草木類置き場は継続していく。

【会長】太さが15センチ以上で個別収集できないものはどうするのか。

【委員】草木類置場に出されたものは、出した人に持ち帰ってもらっている。

【事務局】戸別収集はできないが、自己搬入はサイズ規定がないので自己搬入をしてもらっている。

【会長】何が燃えるごみで、何が資源化できるのか、市民には草木類や木材等の出し方が分からないので、周知を徹底してもらいたい。

【事務局】周知活動を徹底していきたい。秦野市でも1年ほど、周知には時間を要したと聞いているので、継続して周知活動を行いたい。

【委員】条件などを記載して改めてチラシの配布を行っていただきたい。

【委員】草木類収集はどのような役に立っているのか。コストはどうか。

【事務局】処理料金が10キロあたり180円のため、10キロ220円かかる焼却よりも安い。また、たい肥や動物の敷きわらなどとしてリサイクルされているため環境にも良いと考える。

【会長】 リサイクル方法を考えて資源化業者を選定したのか。

【事務局】 市内業者に依頼をしており、輸送を最も考慮したため、リサイクル方法は考慮していなかった。

【会長】 廃棄物処理におけるリサイクルではマテリアルリサイクルが最も優先される手法なので、搬出先としては良かったのではないかと。しかし、リサイクル処理としては優先度が低いと、バイオマス発電の燃料などにするサーマルリサイクルの方が処理におけるコストが安価ということもある。

【委員】 パブリックコメントの意見で、今回の条例改正と関係ないが、ごみを有料化した方がいいとの意見があった。市民としては、有料化を遅らせるために草木置場を設置するなど、ごみの減量化に協力をしている。有料化は、いずれは避けて通れないことだが、市民と市が協力して有料化を遅らせていければと思う。

【委員】 生ごみ処理機器の助成は、まだ行っているのか。

【事務局】 現在も行っており、今年度は申請者が増加している。市民の環境への意識が高まっているのを感じる。

【委員】 どの生ごみ処理機器の申請が多いのか。

【事務局】 電動生ごみ処理機の申請が多い。

【会長】 電気を使うと発電が火力発電で行われると地球温暖化原因物質である二酸化炭素が発生する。生ごみから肥料へ処理するのは環境保全になるが、地球温暖化防止面から考えるとコンポスターやキューロの方が良い。しかし、初歩的環境教育や啓発の面からの一歩としては電気利用でも目が向いていただければと思う。

【事務局】 伊勢原市総合防災訓練について、報告する。令和6年1月21日（日）に14の自主防災会と31の機関が参加した防災訓練が執り行われた。当日は、雨天のため一部訓練ができなかったが、今回初めて、避難所で発生するごみの収集運搬を想定し協定事業者と市直営の収集車で収集を行った。当日は、能登半島地震で発生した災害ごみに関することや避難所でのごみの出し方の注意や、災害ごみの出し方、分別の仕方など簡単に注意事項を話した。実際にパッカー車にごみの投入体験も行い、講義だけではなく体験することで、より実感し防災意識が高められたと思う。今まで、災害時のごみについて、話す場がなかったので、今後、出前講座や防災訓練などで、伝えていきたい。

【会長】 こういう訓練は今後も定期的に行った方が良いと考えられる。

【会長】 その他委員の皆様から意見を求める。

【委員】 伊勢原清掃工場が今年度で終了とのことだが、最終処分場は今後どうなるのか。

【事務局】 減量化が進みはだのクリーンセンター1 施設でも焼却処理が可能になった。さらに安定的に処理できるよう草木類の資源化なども進めていきたい。伊勢原清掃工場 90 トン炉の閉鎖後については、地元との協議を重ねていきたい。また、最終処分場については、埋立てを終了するが、雨水の処理など有害なものが出ていないか定期的に測定を行い安全性の確認をしていく。その後は地元と協議し跡地利用を考えていく。

【事務局】 伊勢原清掃工場は、焼却場はなくなるが、不燃と粗大の受入は引き続き行っていく。

【会長】 焼却処理したものは、その後どのように処理処分をするのか。

【事務局】 圏域外に搬出をする予定。

【事務局】 リスク分散のため、搬出先は6箇所ほど候補にあがっている。

【会長】 残渣のリサイクルは行わないのか。

【事務局】 搬出先でマテリアルリサイクルを行っているところはある。

【事務局】 今後の予定について、本日ご審議いただいた答申をもって検察庁と罰則規定等の協議を行う。最短でもこの協議に3ヶ月ほどかかる見込みである。検察庁との協議の終了後に伊勢原市議会への上程となるため、令和6年6月議会に議案提出をする予定。

本年度の審議会は、今回で終了となる。来年度は条例改正後にご報告を兼ねて開催したい。

【会長】 委員の皆様からその他意見等を求める。
特に意見が無かったため議事を終了する。

4 閉会